

東大寺諷誦文稿注釈〔三〕

— 80行～122行 —

小林 真由美

凡例

【影印】

昭和十四年刊複製本『華嚴文義要決 東大寺諷誦文稿』の「東大寺諷誦文稿」を撮影した。  
上部に、築島裕『東大寺諷誦文稿総索引』（平成十三年、汲古書院）による行番号を記した。

【翻刻】

『東大寺諷誦文稿』80～122行は、朱の加筆（文字、ヲコト点、返り点、切り点、連絡線など）がある部分である。

朱の加筆部分は、赤色で示している。また、80～122行は墨の斜線で抹消されているが、斜線は省略した。

翻字は、築島裕編『東大寺諷誦文稿総索引』（汲古書院）の本文翻刻に準拠する。但し、旧字体・異体字・略字は原則的に現行の新字体にあらためた。あらためなかつた漢字は、「无」「寶」「玠」「尔」「旦（檀）」「井井（菩薩）」である。片仮名の上代特殊仮名遣い甲類のコは古、乙類のコは己、ア行のエは「衣」、ヤ行のエは「エ」、ワ行のエは「エ」と表記した。

ヲコト点は、凡例末尾の「ヲコト点図」参照。ヲコト点は平仮名で記した。返り点・一二三点は、文字の傍に付されている場合であっても、その文字の左下、送り仮名がある場合はその左下部に記した。切り点はすべて「、」で示した。100行にみられる返読を送る点は「／」、受ける点は「＼」で示した。

○内の算用数字は、本文に引かれた連絡線に付けた番号である。↓は連絡線の始点を、↑は連絡線の終点を示し、①↓ ↑①が一本の連絡線を示す。

□ ‖ 欠損や擦消などにより解説不能の文字

〔 〕 ‖ 解説困難または解説不能だが、先行書の解説によって挿入する文字

┌ ┘ ‖ 章段の文頭を示すと思われる鉤点

□・○ ‖ 廓（囲み線）で抹消された文字

翻刻の行頭の数字は、行番号を示す。

【解説】

▼原本の状態について。

▽文章の内容について。

【読み下し文】

一行分の空白がある部分で、三段落（80～95行、96行～100行、101～122行）に区切った。【文意】【語注】も同じである。

翻字、記号等は、【翻刻】に準ずる。

原則的に朱の書入れに従って読み下し、墨または朱で抹消されている文字は省略した。

朱の連絡線で挟まれた部分は、（ ）の中に入れて連絡線の番号を記した。例えば、連絡線⑫で挟まれている部分は、（⑫棄師如来を…）とした。

【文意】

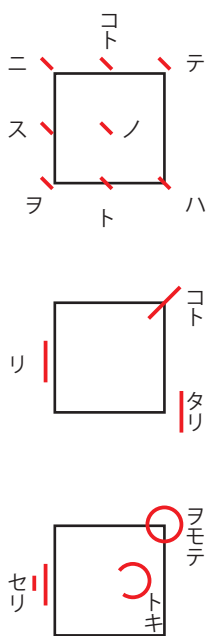
現代語訳を中心にするが、補足や省略をおこなっている部分がある。

【語注】

行頭の数字は、『東大寺諷誦文稿総索引』による行番号である。掲出語句と順番は、読み下し文による。

「中田書」は、中田祝夫『東大寺諷誦文稿の国語学的研究』の略。  
『総索引』は、築島裕『東大寺諷誦文稿総索引』の略。

本稿は、博士論文「平安初期仏教と文学の研究——『日本霊異記』と『東大寺諷誦文稿』——」付録「東大寺諷誦文稿注釈」に加筆修正したものであり、「東大寺諷誦文稿注釈（二）——1行～40行」（『成城国文学論集』第三十六輯、二〇一四年三月）、「東大寺諷誦文稿注釈（二）——41行～79行」（『成城国文学論集』第三十七輯、二〇一五年三月）の続稿である。



88 87 86 85 84 83 82 81 80

合呈<sup>某甲</sup>掃灑三尊福庭。莊嚴四德寶殿。藥師如來<sup>證</sup>。敬心內<sup>法</sup>。  
 筆一經乘。堪能供具。三業之頂。供養藥師如來<sup>奉侍</sup>。誦之法會志。  
 看<sup>云</sup>夫報恩高行。世雄之尊德。魏、難測大乘之妙典。蕩、牢雙。  
 是以世間出世。爾難值難聽。无上尊乃教。天上天下最勝最尊。三寶。  
 境界。是以雪山<sup>童子文</sup>。為八字命施羅刹。薩埵王子。為善提身。  
 捨飢席。四恩中難報難窮者。不過父母之恩。所以須闡太子<sup>文</sup>。割。  
 身。以培父母<sup>文</sup>。命。愚辱太子穿眼。療父病。然則知恩嚴德。甚懼雅。  
 此行<sup>鼻息</sup>鼻息忘德。凡夫陋行。丁蘭<sup>文</sup>。雕木。為母重尺<sup>文</sup>。毀金<sup>文</sup>。為父。  
 曹娥<sup>碎肝</sup>入水而探<sup>文</sup>。父尸。會稽夾血<sup>文</sup>。竟又微。宏提作官奴而贖<sup>文</sup>。父罪。董永<sup>文</sup>。

身之父母之命之薄之太子穿眼之痛之父母之病之此之恩之嚴之格之甚之備之雅

巡行之鼻恩之忘德之凡夫陋行之丁瀟之又雕之木之為母之重尺之文之毀之全之上之石之為父之下

曹娥之入水之而探之父尸之會稽之夾血之冤之父懷之宏提之作官之奴之而贖之父罪之董永之賣之身之葬之父尸之重華之又撫之育之父之而耕之多之歷山之而之作之養之旨之父之畢之悽之文之寺之側之亦之作之丘之舍之也之

求育之老母之采彔之採桑之子之供母之孟仁之按霜之笋之奉祖之張敷之對府之應母之

然則之至貴之至寵之才也之父母之也之忘之巨之才之文之思之親子之才之况復之三寶之德之海之廣之大

九邊之極之暖之才之久之益奧之差之一之恭之一之礼之者之乃之劫之不之忘之片之才之下之乃之報之片之贈之才之父之才之下之文之才之下之乃之

生之亦之相之粘之太之湏之才之長世之勝之君之久之劫之貴之親之大之空

伏惟之且之主之為性之具之仁之心之而深之歎之世之網之自必之翰之悲之智之而厚之好之淨之行之幼時之雜之才之亦之露之雅

表之向之深之山之樹之下之堂之谷之為之室

表之向之深之山之樹之下之堂之谷之為之室





聞禽獸鳥遊

思出此世

如是難於出離而應慕父母

朝夕難忘於此故至本脚

竊

惟付三界千隈自有苦之區六道万生于今无樂之身歲去又形衰

月來

命促今夕難存明又死別錦綾美服成血膿汁之盈池

暗粉

逢又注身為松下墨里踐靡首尔反作白銀紅色織時

忽成朽骨

疏趣愛于夫妻塵門避不入已家垂至悲親子董

鼻

以桃笞打不令語丁春野尔文救花南死尔邊者毛豎不採

秋苑

尔文村菓生白骨側尔鷲畏捨走為如是身命不願罪福目異

多造

遠教遠理之罪不怨三途八難之毛犯自作教他之惡由如是罪猶

輪

申乃采如迴四生之區尔百嘆何反但有下口功德大助成現化當來

之善事

悉除災難命終時往生淨琉璃淨土村里道法同被護念



119 118 117 116 115 114 113 112 111 110 109 108 107 106

秋苑亦文村葉生上白骨側亦敬為畏捨走為如是身命不願罪福因果  
 多送遠教遠理之罪不怨三途八難之毛犯自作教他之惡由如是罪福  
 輪申乃未知迴四生之區亦自嘆何及但有下切德大助成現此當來  
 之勝下文此莊嚴父母現在安隱大期之時合被引道自上於自利他  
 之善事悉除災難命終時往淨琉璃淨土村里道任同被護念燦長  
 福壽廣又生四息五趣四生善實此願難若得樂深慕之藥師如來  
 真身妙幹仰憑上並現在當來乃法觀聖乃君下敬造乃德乃金容乃護  
 高上儿福智乃相好乃文此雅世間巧而極天上乃毗紐之美乃珠文乃雅人間乃賢  
 而畫淨土乃无漏乃莊滿月乃願密又開東主之真容整金乃妙幹文亦疏  
 瑤界之寶相青蓮之睛才果乃義垂引接之悲髓才量乃頻波之口文吐  
 教授之慈音仰視者忽免億生之罪  
 府剋乃念者佛生乃德劫之善日仁子奉懷父母二所系尊容前恭敬供  
 養令畏淨主妙目念与行相遠又以某年月日長逝母氏以某年月日使逝  
 變仁子沉百重深孝亦設難危之信共日共長善來又前衆衆



【翻刻】（80〜122行）

- 80 今日且主某甲、掃灑三尊の福庭を、莊嚴四徳の寶殿を、<sup>⑫</sup>↓薬師如来ヲ敬<sup>謹</sup> 心内ニ法
- 81 華一経乗 堪能供具ヲ捧三業之頂 ↑<sup>⑬</sup>供養薬師如来を、講之法会志<sup>奉仕人</sup>
- 82 者云、夫<sup>⑬</sup>↓報恩高行↑<sup>⑭</sup>世雄之尊徳ハ、魏々難測、大乘之妙典ハ、蕩々牢<sup>註</sup>双<sup>ナラフ</sup>こと、<sup>ナラフ</sup>
- 83 是以、世間出世ニ難値<sup>ク</sup>こと難ハレ聴<sup>キ</sup>こと、无上尊ノ教<sup>カ</sup>ヲ、天上天下に最勝最尊<sup>カタクシ</sup>ことは、三寶<sup>坐</sup>
- 84 境界<sup>カ</sup>ハ、是以雪山北<sup>童子ハ</sup>北<sup>ニ</sup>八字一命を施羅刹、薩埵王子ハ、為<sup>セリ</sup>二菩提一身を
- 85 捨<sup>ニ</sup>飢虎一、四恩中に難報難ハレ窮者 不<sup>レ</sup>過<sup>ニ</sup>父母之恩には一、所以 須闍太子ハ割<sup>ホフ</sup>
- 86 身<sup>ヲ</sup>一<sup>給ヒ</sup>濟<sup>ニ</sup>父母カ命一、忍辱太子は穿<sup>テ</sup>レ眼<sup>ヲ</sup>療<sup>イ</sup>リ<sup>ノ</sup>ニ父病一、然則、知<sup>レ</sup>恩を敬<sup>カサ</sup>ことはレ徳 菩薩の雅
- 87 迹<sup>ナリ</sup>一<sup>ナリ</sup>行<sup>ヲ</sup> 弁恩を忘<sup>レ</sup>ことはレ徳 凡夫の陋行、<sup>カタナリ</sup>丁蘭ハ雕<sup>キ</sup>サ<sup>テ</sup>ニ木<sup>ヲ</sup>一<sup>セリ</sup>為<sup>レ</sup>母、重尺ハ鑿<sup>エ</sup>リ<sup>テ</sup>ニ石<sup>ヲ</sup>一<sup>セリ</sup>為<sup>レ</sup>父ト、<sup>⑭</sup>↓
- 88 曹娥入水而探<sup>碎肝</sup>サク父尸 會稽哭血<sup>施露</sup> 覓<sup>カ</sup>父骸↑<sup>⑭</sup>宏提は作<sup>テ</sup>ニ官の奴一而贖<sup>タリ</sup>ニ父罪一、董永は売<sup>テ</sup>
- 89 身<sup>而</sup>一<sup>ニ</sup>葬<sup>リ</sup>ニ父尸一、<sup>⑮</sup>↓重華ハ<sup>⑯</sup>↓擔<sup>オシ</sup>盲父而↑<sup>⑰</sup>耕<sup>タカ</sup>カへ歴山而 作<sup>テ</sup>養<sup>テ</sup>盲父 畢悽ハ寺側ニ作<sup>テ</sup>舎<sup>ヤ</sup>ヲ
- 90 求育老母ヲ
- 91 葉順ハ採<sup>クハ</sup>桑子供母 孟仁拔霜箏奉祖 張敷対扇恋母
- 92 ↑<sup>⑮</sup>然則 至貴至寵<sup>オモ</sup>モは、父母ナリ一、<sup>巨</sup>カタク<sup>ニ</sup>忘<sup>レ</sup>一<sup>巨</sup>カタキハ忍 親子ナリ、況復三寶徳海ハ、広<sup>大</sup>
- 93 无<sup>レ</sup>邊<sup>にて</sup>極<sup>テ</sup>峻<sup>タカク</sup>極<sup>テ</sup>奥<sup>大坐</sup>、若<sup>ヒ</sup>恭<sup>ヒ</sup>礼<sup>上</sup>ときは者万劫不<sup>レ</sup>忘<sup>給</sup>、片<sup>カタ</sup>カ<sup>カ</sup>トノ報片贈<sup>オク</sup>リ物<sup>ヲ</sup>ハ、千<sup>ノ</sup>
- 94 生<sup>ニ</sup>相祐<sup>給フ</sup>タスケ一 長世の勝君、久劫の貴親<sup>大坐</sup>、
- 95 伏惟 且主、為<sup>レ</sup>性、具<sup>ニ</sup>仏心一而深厭世一網、自然韜<sup>テ</sup>ニ悲智一而厚好<sup>ニ</sup>淨行一、幼兒離某芳懷<sup>ソナヘ</sup>

- 96 内独思惟は<sup>一</sup>、正報には<sup>二</sup>四恩を<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>如出<sup>二</sup>山林<sup>一</sup>臨て行には<sup>三</sup>正道<sup>一</sup>、反離某 遠向て<sup>二</sup>深山に<sup>一</sup>樹下 岸谷を<sup>シ</sup>為室、
- 97 草の葉木の皮を<sup>レ</sup>為す衣、澁果苦菜<sup>ヲ</sup>採係カケ<sup>二</sup>危命を<sup>一</sup>、滑ナメリ朽物 酢スキミヲ拾ヒヒロヒ
- 98 助<sup>二</sup>弱身<sup>一</sup>、百結ノ納セル衣をもて 纒隱<sup>二</sup>露身<sup>一</sup>、五綴の瓦鉢をもて 少充<sup>二</sup>飲器に<sup>一</sup>、黄金白玉ヲハ与<sup>二</sup>瓦<sup>一</sup>カハ
- 99 石<sup>一</sup>同り、青珠赤珥<sup>ヲ</sup>マヲハ共<sup>二</sup>沙土<sup>一</sup> 斉り、朝には俳<sup>タ</sup>、ス<sup>二</sup>岑上<sup>一</sup>而見て<sup>二</sup>雲霞之飛交<sup>一</sup>、夕には居<sup>二</sup>谷底<sup>一</sup>而
- 100 聞て<sup>二</sup>禽獸鳴遊<sup>一</sup> 思出上ル母氏ヲ、如是雖<sup>レ</sup>修て<sup>二</sup>出離<sup>一</sup>而恋<sup>二</sup>慕<sup>一</sup>父母<sup>ヲ</sup>朝夕難<sup>レ</sup>忍、於此 歸至本郷云
- 101 内稍ヤヲ惟付<sup>ク</sup>、三界千隈は自<sup>レ</sup>古有<sup>レ</sup>苦之区、六道万生は于<sup>レ</sup>今无<sup>レ</sup>樂之身、歳去ハ形モ衰ヌ、
- 102 月来<sup>ク</sup>命促<sup>ツ</sup>、今夕は雖<sup>レ</sup>存明<sup>ク</sup>旦ハ死別、錦綾ニ美服ケレトモ、成<sup>二</sup>血膿汁之盈池<sup>一</sup>、
- 103 脂粉ニ塗ヌリ莊と身<sup>モ</sup>松ノ下墨<sup>一</sup>、黒髮靡<sup>ト</sup>首<sup>ニ</sup>反て作<sup>二</sup>白瓠ヒサ、紅の色<sup>一</sup>の緘<sup>ソ</sup>ヒ肘<sup>ヲ</sup>、は
- 104 忽成<sup>二</sup>朽骨<sup>一</sup>、結<sup>ニ</sup>極て愛<sup>ウル</sup>を夫妻モ塞フタキ<sup>二</sup>門を<sup>一</sup>避て<sup>レ</sup>外不<sup>レ</sup>入<sup>二</sup>己家に<sup>一</sup>モ、垂<sup>ニ</sup>至悲<sup>一</sup>親子モ、薰<sup>ニ</sup>鼻<sup>一</sup>ヲ以<sup>ニ</sup>桃管<sup>一</sup>打て<sup>三</sup>不<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>語カタ、<sup>○</sup>春野ニハ彩花開トモ<sup>二</sup>死尸辺<sup>一</sup>者毛<sup>ミ</sup>ノケ堅不<sup>レ</sup>採<sup>ト</sup>、
- 105 秋苑ニハ甘菓生<sup>ト</sup>モ<sup>二</sup>白骨側<sup>ニ</sup>驚畏て捨て走<sup>ヌ</sup>、為<sup>二</sup>如是身命<sup>一</sup>不て<sup>レ</sup>顧<sup>二</sup>罪福因果<sup>一</sup>モ
- 106 多造<sup>ニ</sup>違<sup>レ</sup>教違<sup>レ</sup>理之罪<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>恐<sup>ニ</sup>三途八難<sup>一</sup>ヲモ<sup>一</sup>犯す<sup>二</sup>自作教<sup>一</sup>他之惡、由て<sup>二</sup>如是罪に<sup>一</sup>独
- 108 輪車ノワ如廻<sup>ツ</sup>、<sup>二</sup>四生之区<sup>一</sup>百嘆トモ何及ム、但有<sup>アリ</sup>、功德大助<sup>耳</sup>、成<sup>二</sup>現在当来<sup>一</sup>ヘシトシテ

- 109 之勝糧<sup>トハ</sup>一、由<sup>レ</sup>此莊嚴父母現在安隱大期之時令被引道、自<sup>モ</sup>亦於<sup>二</sup>自利々他
- 110 之善事<sup>一</sup>悉除<sup>キ</sup>災難<sup>一</sup>臨<sup>ニ</sup>命終<sup>ニ</sup>一時には往<sup>ム</sup>生淨琉璃淨土<sup>一</sup>、村里道俗同被<sup>テ</sup>護念<sup>一</sup>増<sup>ニ</sup>長<sup>セム</sup>
- 111 福寿<sup>一</sup>、広ハ生々<sup>ノ</sup>四恩、五趣四生、普資<sup>所</sup>テ<sup>ニ</sup>此願<sup>ニ</sup>離苦得樂<sup>一</sup>、深慕<sup>シホヒ</sup>給<sup>リ</sup>ニ<sup>二</sup>藥師如來
- 112 眞身妙躰<sup>ヲ</sup>一、仰<sup>テ</sup>憑<sup>上</sup>リテ<sup>ニ</sup>現在當來ノ法ノ親聖ノ君<sup>ト</sup>一、敬造<sup>テ上</sup>リ<sup>ニ</sup>万徳ノ金容<sup>ヲ</sup>一謹<sup>テ</sup>
- 113 凶<sup>上</sup>ル<sup>ニ</sup>福智ノ相好<sup>ヲ</sup>一、工<sup>ハ</sup>此雖<sup>ニ</sup>世間巧<sup>ニ</sup>而極<sup>たり</sup>ニ<sup>二</sup>天上ノ毘紐之美<sup>テ</sup>ヲ<sup>一</sup>、珎<sup>ハ</sup>乃雖<sup>ニ</sup>人間ノ寶
- 114 而<sup>レ</sup>尽<sup>リ</sup>淨土ノ无漏ノ莊<sup>を</sup>一、滿<sup>一</sup>月ノ顔<sup>一</sup>容<sup>一</sup>開<sup>キ</sup>東土之眞容<sup>ノ</sup>一、紫金ノ妙躰<sup>ハ</sup>示<sup>セ</sup>リ<sup>ニ</sup>琉
- 115 璃界之実<sup>ノ</sup>相<sup>ヲ</sup>一、青蓮之晴<sup>オホ</sup>ホミ<sup>メ</sup>ハ垂<sup>たり</sup>ニ<sup>二</sup>引接之悲暎<sup>オホ</sup>ホミ<sup>ナ</sup>一、頻婆之口<sup>ハ</sup>吐<sup>タ</sup>たり<sup>ニ</sup>
- 116 教授之慈音<sup>を</sup>一、仰<sup>テ</sup>視<sup>テ</sup>視者忽免億生之罪<sup>ヲ</sup>、<sup>重</sup>
- 117 府<sup>テ</sup>剋<sup>キ</sup>サシ<sup>↑</sup>念者俄生<sup>ニ</sup>万億劫之善因<sup>一</sup>、仏子之本懐、父母<sup>ニ</sup>所參<sup>テ</sup>尊容の前<sup>一</sup>恭敬供
- 118 養<sup>上</sup>テ<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>裏<sup>ニ</sup>淨土妙因<sup>一</sup>、念<sup>与</sup>行相違<sup>父</sup>は以某年月日長逝、母氏以某年月日没逝、
- 119 衆<sup>爰</sup>仏子<sup>沈</sup>ニ百重深孝<sup>ニ</sup>設<sup>テ</sup>難陀之信供<sup>一</sup>今日<sup>供</sup>養善賢聖<sup>↑</sup>後賢<sup>衆</sup>
- 120 哀哉今日法事<sup>ニ</sup>親存生之日<sup>ニ</sup>遂<sup>ハ</sup>タシ<sup>可</sup>物<sup>ヲ</sup>行奉仕令見聞<sup>何</sup>隔法会
- 121 不覲<sup>ミ</sup>己<sup>哀</sup>涙<sup>↓</sup>所設<sup>ノ</sup>供具事々清淨<sup>ニ</sup>て堪諸仏<sup>ノ</sup>摂受、所<sup>レ</sup>修善業物々美
- 122 麗足<sup>リ</sup>藥師影向<sup>一</sup>、<sup>下</sup>下<sup>下</sup>

【解説】

▼80～122行 『東大寺諷誦文稿』（複製本）の中で、この部分にのみ朱の書入れ（仮名やヲコト点など）がある。



墨の斜線で抹消されている。

▽「旦（檀）主某甲」の父母「某」のための追善報恩供養の詞章。『諷誦文稿』の中で80～122行のみに朱の書入れがあるため、この部分のみが単独で使用されることがあった可能性がある。法会の本尊は薬師如来で、「法華八講」（81行）を行う法会。三宝と父母の恩徳を称揚し、檀主が報恩の法会を行うに至った経緯を述べる。

表白文（法会や修法の時に、その趣旨を仏および参加した僧俗の人びとに告げ知らせる文章）、『新日本古典文学大系27本朝文粹』文体解説の平安初期の例になるか。

95行、100行の後に一行分の空白があり、三段に分かれている。

第一段（80～95行）は、はじめに、檀主が薬師如来を供養し、法華八講を行うことを述べる。三宝と父母の恩を、本生譚や孝子伝の例を引きながら讃える。おわりに、檀主が幼時から道心があり、仏道修行のために親元を離れたことを述べる。

第二段（96行～100行）は、檀主の経歴。山林修行に励んでいたが、親への思慕に耐え切れず、故郷に帰ったことを述べる。

第三段（101～122行）は、はじめに、人の死の無常を対句的な表現で述べ、生死輪廻の歎きの中で仏の功徳のみが助けになること、そのために法会を営むと述べる。薬師如来の姿（画像か）を讃嘆し、檀主の父母と檀主自身及び村里の道俗の浄瑠璃浄土往生を願い、檀主の父母の命日を述べ、この法会が仏菩薩の摂受するに足るものであることを述べて終える。

【読み下し文】(80〜95行)

「今日、且主某甲、三尊ノ福庭ヲ掃ヒ灑キ、四徳ノ寶殿を莊嚴ス。

(12)薬師如来ヲ心ノ内ニ謹ミ敬ヒ、法華一乘経、堪能ノ供具ヲ三業ノ頂ニ捧グ。

薬師如来ヲ供養シ、八講ノ法会ニ奉仕セムト志ス者ハ云。夫レ(13)報恩ノ高キ行ナリ。世雄ノ尊徳ハ、魏々トシテ測ルコト難シ。大乘ノ妙典ハ、蕩々トシテ双アルコト牢シ。

是ヲ以テ、世間出世ニ値フコト難ク、聴クコト難キハ、无上尊ノ教カ。天上天下ニ最勝最尊ニ坐スコトハ、三寶ノ境界カ。是ヲ以テ、雪山童子ハ、八字ノ為ニ命ヲ羅刹ニ施セリ。薩埵王子ハ、菩提ノ為ニ身ヲ飢虎ニ捨テタリ。四恩ノ中に報イ難ク窮メ難キハ、父母ノ恩ニハ過ギズ。所以ニ、須闍太子ハ身ヲ割リテ父母ガ命ヲ濟ヒ給ヒ、忍辱太子ハ眼ヲ穿チテ、父ノ公ノ病を療セリ。然ラバ則チ、恩ヲ莊ヒ徳ヲ嚴ルコトハ、菩薩ノ雅カナル迹ナリ。恩ヲ忘レ、徳ヲ忘ルルコトハ、凡夫ノ陋ナル行ナリ。丁蘭ハ木ヲ雕ミテ母ト為リ。重尺ハ石ヲ鑿リテ父ト為リ。

(14)曹娥ハ肝ヲ碎キ水ニ入テ、父ノ尸ヲ探リ、会稽ハ血ニ哭キ墓ヲ旋リテ、父ノ骸ヲ覓メタリ。

宏提ハ官ノ奴ト作りテ父ノ罪ヲ贖ヒ、董永ハ身ヲ売リテ父ノ尸ヲ葬リタリ。

(15)重華ハ(16)盲父ヲ擔テ、歴山ニ耕シテ、盲父ヲ作り養ヒ、畢悽ハ寺ノ側ニ舎ヲ作りテ、老母ヲ求メ育ヘリ。

菜順ハ桑ノ子ヲ採リテ母ニ供シ、孟仁ハ霜ノ笋ヲ抜キテ祖ニ奉ル。張敷ハ扇ニ対ヒテ母ヲ恋ヒタリ。

然ラバ則チ、至リテ貴ク、至リテ寵キハ、父母ナリ。忘れ巨ク、忍ビ巨キハ、親子ナリ。況ヤ復、三寶ノ徳海ハ。広大无边ニシテ、極メテ峻ク極メテ奥ク大坐ス。若シ恭ヒ、礼シ上ルトキニハ、万ノ劫ニ忘レ給ハズ。片ノ

報、片ノ贈物ヲバ、千ノ生ニ相ヒ佑ケ給フ。長世ノ勝レタル君、久劫ノ貴キ親ニ大坐ス。

伏シテ惟ミレバ、且主、為性、仏心ヲ具ヘテ、深ク世網ヲ厭ヒ、自然ニ悲智ヲ韜ミテ、厚ク淨行ヲ好ム。幼キ時ニ某ノ芳懷ヲ離レリ。

【文意】（80～95行）

今日、且（壇）主某甲は、薬師三尊の福庭を掃い灑いで清め、四徳の宝殿を美しく莊嚴する。

（⑫薬師如来を心の内に謹み敬い、法華一乗の経と優れた供養具を三業（心・口・意）の頂に捧げる。）

薬師如来を供養し、法華八講の法会に奉仕しようと志す者は云々。それは、

（⑬報恩のための高い行である）

世雄（仏）の尊い徳は、高大で測ることができない。大乘の妙典の有り難さは、広大で比べることができない。これをもって、世間と出世間において値うことが難しく、聞くことが難しいものは、無上尊の教えであるか。

天上天下に最も勝れ、最も尊くいらつしゃることは、三寶の境界であるか。このために、雪山童子は、「生滅滅已寂滅為楽」という八字の半喝を求めて命を羅刹に施し、薩埵王子は菩提を求めて身を飢えた虎の親子のために捨てた。

四恩の中で報いがたく、窮めがたいものは、父母の恩に過ぎるものはない。そのために、須闍太子は身を割いて父母の命を救い、忍辱太子は眼を穿って父の公のご病気を癒した。それならばつまり、恩のために莊らえ、徳のために厭ることは、菩薩の尊い事蹟であり、恩を忘れ、徳を忘れることは、凡夫のおろかな行為である。丁蘭

は木を刻んで母と為し、重尺は石を彫つて父と為した。

(14)曹娥は心痛の余り入水して父の遺体を探し、会稽は血の涙を流して墓を旋り、父の遺骸を求めた。)

宏提は官の奴婢となつて父の罪を贖い、董永は身を売つて父の葬儀をした。

(15)重華は(16)盲父を背負つて)歴山を耕して、盲父を扶養し、畢悽は寺のそばに小屋を作つて、老母を養育した。菜順は桑の実を取つて母に供え、孟仁は霜のついた筍を抜いて親に奉つた。張敷は形見の扇に向つて母を恋しがつた。)

そうであるならば、きわめて尊く、きわめて重いものは、父母である。忘れ難く、忍び難いものは、親子である。三宝の徳はいうまでもない。廣大無辺にして、極めて高く、極めて深くいらつしやる。敬い礼し申し上げる時は、万劫にも私たちをお忘れになることはない。ほんの少しの報恩、ほんの少しの布施を差し上げただけでも、千生の間私たちをお助け下さる。永世の優れた君、永久の尊い親でいらつしやる。

伏して思いみれば、且主の性質は、仏心を具えて、穢れた世間を深く厭い、生まれながらに慈悲と智慧を隠し包み、清浄な仏行を好む。幼い時に、早くも某(両親)の暖かい懐を離れた。

【語注】(80~95行)

80 掃ハラソクヒ灑ソウサイキ「掃灑」は、掃いたり水を打つたりして清めること。「藍毘尼園を淨くし掃灑せしめ」(『過去現在因

果経』巻第二)。

80 三尊 薬師如来の三尊は、薬師如来・日光菩薩・月光菩薩。

80 四徳 さとりの四つの徳（常徳・楽徳・我徳・浄徳）。

81 法華一乗経 『妙法蓮華経』。原文は「一経乗」。

81 八講之法会 法華八講。延暦十五年（七九六）、大安寺の榮好が、母の四十九日に始めたという（『三宝絵』中

十八）。平安初期以降、法華十講とともに流行した。

82 牢<sup>カク</sup>シ 原文「巨」が加筆されて抹消された跡がある。「巨」（92行）に「カタク」「カタキ」の仮名がある。

83 値フコト難ク、聴クコト難キハ 世間における値仏、聴法の難。「世に六処の値遇すべき難き有り。我今已に得たり。云何ぞ当に悪覚をして心に居せしむべき。何等をか六つと為す。一つには仏世は値ひ難く、二つには

正法は聞き難く、三つには怖心は生じ難く、四つには中国に生じ難く、五つには人身を得難く、六つには諸根は具し難し。是の如きの六事、得難くして已に得たり」（北本『涅槃経』卷第二十三、光明遍照高貴徳王菩薩品）  
83 無上尊ノ教カ 「ナリ」を消して「カ」と仮名で傍書があるが、「カ」では文意が通じにくい。中田書では「ナリ」のヲコト点としているが、仮名の「ナリ」を消しており重複するため、『総索引』により仮名の「カ」としておく。

84 雪山ノ童子 釈尊の前生。雪山で苦行している時、羅刹（悪鬼）から過去仏の半偈「諸行無常是生滅法」を聞き、残りの半偈「生滅滅已寂滅為楽」を教えてもらうために、高い木から身を投げて羅刹に施した。羅刹は帝釈天の姿にもどり、童子を受け止めた。『涅槃経』卷第十四聖行品、『賢愚経』卷第一、『三宝絵』上など。法隆寺玉虫厨子台座の本生図の題材。247行、303行にもこの前生譚が引かれている。

84 薩埵王子 摩訶薩埵。釈尊の前生。王子は、飢えた虎の親子のために、断崖から身を投げた。『金光明最勝王経』



卷第十、「三宝絵」上など。法隆寺玉虫厨子の「捨身施虎」の題材。166行にもみられる。

85 四恩 四恩は諸説あり、この章段の「四恩」がどの説にもとづくかは不明。『正法念処経』には「父・母・如来・説法法師」の四恩が説かれ、「甚為難報。父母之恩」の類似句がある（巻第六十二）。また、『心地観経』には「父・母・国王・衆生・三宝」の恩が説かれ、『東大寺諷誦文稿』211～228行は、『心地観経』報恩品（巻第二、三）の翻案と見られる文章である（『東大寺諷誦文稿の成立年代について』『国語国文』第六十巻第九号、一九九一年九月参照）。

85 須闍太子 須闍提太子。毘婆尸仏の世の波羅奈国王の太子。隣国に行く途中で食糧の尽きた父王と母に、自らの肉を割いて供した（『経律異相』巻第三十一）。

86 忍辱太子 毘婆尸仏の世の波羅奈国王の太子。父に自分の眼と髓を薬として与え、病気を治した（『経律異相』巻第三十一、『大方便報恩経』巻第三）。

86 父ノ公 原文「父」の傍に小字で「ノ公」。「チチノキミ」と訓むか。『東大寺諷誦文稿』に「父公」が八例、「父君」が六回用いられている。「父公」「父君」は「チチキミ」と訓むか、または86行「父ノ公」から推して「チチノキミ」か。100行「母氏」語注参照。

86 ミ病<sup>ヤマヒ</sup> 原文「病<sup>ミ</sup>」。『東大寺諷誦文稿』で名詞につく片仮名「ミ」は、敬語の接頭辞。この「病」のほか、「命」（86行）、「貌」（219・222行）、「音」（220行）、「胸」（223行）は、「父・母の身についていたもので、それに対する敬語」で、「行」（294行）、「中」（295行）は、「仏式において、表白を唱する僧が、聴衆の男衆女衆に対して用いた敬語である」（中田242頁）。また、「オホミ」は仏につく敬語（115行「青蓮ノ晴」語注参照）。

86 敵 原文「敵カサ」。『東大寺諷誦文稿』では、「飭」「莊」「飾」に「カサ」の傍訓がある。8行「飭ル」語注参照。

87 丁蘭 孝子の名。母が亡くなった後、木を刻んで母として、これに仕えた。(陽明本・船橋本『孝子伝』上卷)

87 重尺 未詳。

88 曹娥 孝女の名。会稽の人。河で溺死した父の遺体を求めて入水した。(陽明本・船橋本『孝子伝』上卷)

88 会稽 未詳。孝をもつて聞こえたという、晋の会稽郡の会稽三康(孔愉・張茂・丁潭)か。

88 宏提 未詳。

88 董永 孝子の名。父の生前は鹿車に乗せて孝を尽し、亡くなつては葬送の費用の為に奴婢として自分の身を売つた。(陽明本・船橋本『孝子伝』上卷)

89 葬り 330行に「葬ハフリノ墓ヲモ」とある。「殯ハブル」(観智院本『類聚名義抄』法下一三〇)。

89 重華 「重華(花)」は帝舜の字。後妻の言を聞いて舜を殺そうとした父に、孝を尽した。(陽明本・船橋本『孝

子伝』上卷)

89 擔テ 「オヒモツ」は、負い持つ。背負う。「大伴の遠つ神祖かむおやのその名をば大久米主と於比母知弓仕へし官」(大伴家持「賀陸奥国出金詔書歌一首并短歌」、『萬葉集』卷第十八、四〇九四)

89 畢悽 未詳。

91 菜順 蔡順。孝子の名。桑の実を摘んで赤い実と黒い実に選り分けている時、賊が来て殺そうとした。黒い実は甘く熟しているので母に供すると言うと、賊は孝に感じて放免した。(陽明本・船橋本『孝子伝』上卷)

91 桑ノ子<sup>ミ</sup> 原文「桑子<sup>クハ</sup>」とあり、「酢<sup>ス</sup>スキ子<sup>ミ</sup>ヲ」(97行)の「子<sup>ミ</sup>」を参考として、「桑子<sup>クハノミ</sup>(桑の実)」と考える。『萬葉集』、「なかなか人にとあらずは桑子<sup>クハノ</sup>にもならましものを玉の緒ばかり」(巻第十二、三〇八六)の「桑子」は蚕のこととされているが、91行は「桑子」とあっても、蚕ではなく、桑の実である」(中田書223頁)。

91 孟仁 孝子の名。江夏の人。母のために筍を探しに行ったが、冬なのでまだ生えていなかった。孟仁が哀しみ嘆くと、孝に感じて筍が生えてきて、母に食べさせることができた。(陽明本・船橋本『孝子伝』上巻)

91 筍 原文は「筍」とあるが、「筍(筍)」のこと。

91 張敷 孝子の名。一歳の時に亡くなった母の片身の一画扇を立派な箱に納めて、母を想うたびに箱を開けて流涕悲慟したという。(『孝子伝』下巻)

92 叵<sup>カク</sup>ク 観智院本『類聚名義抄』に「叵<sup>カク</sup> 普可反 和音破 カタシ ベカラズ」(仏上六四)。82行「牢<sup>カク</sup>シ」の傍に「叵<sup>カク</sup>」と書き、朱で抹消した跡がある。

93 大坐<sup>オホマシマ</sup>ス 主語は「三寶徳海」で、擬人的に敬語を用いている。「大坐(オホマシマス)」「坐(イマス・マス)」は、片仮名に準じた文字で、符号的に用いられている(中田書244頁)。

93 片<sup>カタ</sup>ノ ほんの一片の。中田書に、「古文獻中の最古例か」とある(222頁)。

93 贈物 布施のこと。北野本『日本書紀』には「布施」に「オクリモノ」の訓がある。「其<sup>オクリモノ</sup>ノ布施ハ、当国ノ官者ヲ以テ充テヨ」(北野本『日本書紀』持統天皇八年五月)

95 為<sup>ヒトトナリ</sup>性 生れつきの性質。観智院本『類聚名義抄』に、「長生」「天性」「天生」「單」「性」に「ヒトトナリ(人トナリ)」の訓がある。

【読み下し文】（96行〜100行）

内ニ独リ思惟<sup>オモヘ</sup>ラクハ、正ニ四恩ヲ報イムニハ、如カジ、山林ヲ出デ、臨ミテ正道ヲ行ゼムニハ。反リテ某ニ離ル。遠ク深山に向ヒテ、樹ノ下、崖ノ谷ヲ室トシ、草ノ葉、木ノ皮ヲ衣トス。洪<sup>シブクダモノ</sup>キ果、苦<sup>クサビラツ</sup>キ菜ヲ採ミテ、危<sup>アラハ</sup>キ露ノ命ヲ係ケ、朽<sup>クチ</sup>タル物ニ滑リ、酢<sup>ナメ</sup>キ子ヲ、拾<sup>ヒロ</sup>ヒテ、弱<sup>スミ</sup>キ身ヲ助ケ、百<sup>ツツリ</sup>結ノ衲セル衣ヲモテ、纒<sup>アラハ</sup>ニ露ナル身ヲ隠シ、五<sup>スエ</sup>綴ノ瓦ノ鉢ヲモテ、少<sup>ス古</sup>シ<sup>タ、ス</sup>飲器ニ充テ、黄金白玉ヲバ、瓦<sup>カハライシ</sup>石ト同ジクセリ。青<sup>アラアカタマ</sup>珠<sup>イサコツチ</sup>赤<sup>ヒト</sup>璣ヲバ、沙<sup>ヒト</sup>土ト共ニ齋シクセリ。朝ニハ岑ノ上ニ俳<sup>タ、ス</sup>ミテ、雲霞ノ飛ビ交フヲ見テ、父公ヲ憶ヒ、夕ニハ谷ノ底ニ居テ、禽獸ノ鳴キ遊ブヲ聞キテ、母氏ヲ思ヒ出デタテマツル。是ノ如ク出離シテ修シテ、父母ヲ恋ヒ慕<sup>シ</sup>ヒタテマツルト雖モ、朝夕ニ忍ビ難シ。此ニ於イテ、本郷ニ歸リ至ル云。

【文意】（96行〜100行）

独り心に思うには、たしかに四恩に報いるためには、山林を出て、親に向き合い、正道を行ずるにまさることはない。しかし、それに反して、壇主は某（両親）に遠く離れ去った。遠く深山に向かい、樹の下、崖の谷を室とし、草の葉、木の皮を衣とした。洪い果実、苦い山菜を摘みではかない命をつなぎ、朽ちたものに滑り、酸っぱい実を拾って弱った身を助け、つぎはぎだらけの衣をもってわずかに裸の身を隠し、欠けてついで陶器の鉢に少し飲食物を入れた。黄金や真珠を瓦や石と同じものとし、青い珠も赤い珠も、砂や土と等しいものとした。朝

には嶺の上にたたずんで、雲や霞の飛び交うさまを見ては父公を思い、夕べには谷の底に座り、鳥や獣の鳴き遊ぶ声を聞いて、母氏を思い出し申し上げた。このように、家を出て離れ、修行をして、父母を恋い慕い申し上げるといへども、朝夕に耐えがなくなった。そこで、故郷に帰り至る云々。

【語注】（96行～100行）

97 洪<sup>クダモノ</sup>果 「クダモノ」は食用になる果実。「果 古火反字亦作菓日本私記云降古能美俗云久多毛乃」（十卷本『和名類聚抄』九）

97 菜ヲ採ミ 原文「苦菜<sup>（朱）</sup>クサ（ヒラ）ヲ採ツミ」。次項の「酔キ子ヲ拾ヒテ」とともに、語順が漢文ではない。観智院本『類聚名義抄』には、「菌」「蔬」「茄」「菜」に「クサヒラ」の訓がある。

97 酔<sup>ミ</sup>キ子ヲ拾ヒテ 「子」は実のこと。91行「桑ノ子<sup>ミ</sup>」語注参照。

98 百結ノ衲<sup>ツツリ</sup>セル衣 原文「衲衣」は、古布を縫いつづつた僧の衣。「五衲衣」「百衲衣」ともいう。

98 五綴ノ瓦<sup>スエ</sup>ノ鉢 破損したものを補綴した鉢。綴盂。綴鉢。僧侶の食器。律制では、五か所の継ぎ目までまでは、新しい食器に取り替えられない。「五綴の木鉢は牛囊に比して常に左の脇に繫けたり」（『三教指帰』卷下）

99 沙土<sup>イサクツチ</sup> 「いやくち」は、こまかい砂。「たまきはる 内の朝臣が 腹内<sup>はらうち</sup>は異佐誤<sup>いさご</sup>あれや いざ闕<sup>あ</sup>はな 我は」（『日本書紀』神功皇后撰政元年三月歌謠）

100 遊<sup>ブ</sup>ヲ 原文、「逝」を墨で上書きして「遊」に訂正している。

100 母氏 『東大寺諷誦文稿』に「母氏」は十七回使用されている。孝子伝の引用などには「父」「母」とだけあり、



「母氏」は「父公」「父君」と共に、檀主の親を指す場合に用いられている。（拙稿『東大寺諷誦文稿』の「母氏」について）『成城国文学論集』第三十三輯、二〇一〇年三月参照。）

【読み下し文】（101〜122行）

内ニ稍ク惟ヒ付ラク、三界ノ千隈ハ、古自リ苦シビ有ル区ナリ。六道ノ万生ハ、今ニ楽シビ无キ身ナリ。歳去ケバ形モ衰ヘヌ。月来レバ、命モ促マリヌ。今夕ハ存スト雖モ、明ル旦ハ死ニ別レヌ。錦綾ニ美シク服レドモ、血膿ノ汁ノ盈テル池ト成ヌ。脂粉ニ塗リ荘レドモ、松下ノ墨ト為リヌ。黒髮首ニ靡ケドモ、反リテ白キ瓠ト作りヌ。紅ノ色ノ織ヤカナリシ肘ハ、忽ニ朽チタル骨ニ成ヌ。極レル愛シビヲ結ビシ夫妻モ、門ヲ塞キテ外ニ避リテ、己ガ家ニモ入ラズナリヌ。至レル悲シビヲ垂リシ親子モ、鼻ヲ薰ベ、桃ノ笞ヲ以テ打チテ、語ラシメズナリヌ。春ノ野ニハ、彩シキ花、死尸ノ辺ニ開ケドモ、毛堅テ採ズナリヌ。秋ノ苑ニハ、甘キ菓、白骨ノ側ニ生レドモ、驚キ畏レテ捨テ走リヌ。

是ノ如キ身命ノ為ニ、罪福因果ヲモ顧ズシテ、多ク違教違理ノ罪ヲ造リ、三途八難ヲモ恐リズシテ、自作教他ノ悪ヲ犯ス。是ノ如キ罪ニ由リテ、独リ車ノ輪ノ如クニ、四生ノ区ニ廻リツ、百タビ嘆ケトモ何ゾ及バム。

但シ有リ、功德ノ大助ノミ、現在当来ノ勝糧トハ成ベシトシテ。此ニ由リテ、父母ノ現在安穩大期ノ時ヲ莊嚴シテ引導セラレシメム。自ラモ亦、自利々他ノ善事ノ於ニ、悉ク災難ヲ除キ、命終ニ臨ム時ニハ、淨瑠璃浄土ニ往生セム。村里ノ道俗、同ジク護念セラレテ、福寿ヲ増長セム。広クハ生々ノ四恩、五趣ノ四生、普ク此ノ願ニ資ケラレテ、苦ヲ離レ樂ヲ得シメムトシテ、深ク薬師如来ノ真ノ身、妙ナル牀ヲ慕ヒ給ヘリ。

仰ギテ、現在当来ノ法ノ親、聖ノ君ト憑ミ上リテ、敬ミテ、万徳ノ金容ヲ造リ上リ、謹ミテ、福智、又百福ノ相好ヲ図シタテマツル。工ハ此レ世間ノ巧ナリト雖モ、天上ノ毗紐ノ美ヲ極メタリ。玆ハ乃シ人間ノ寶ト雖モ、淨土ノ无漏ノ莊ヲ尽セリ。满月ノ顔容ハ東土ノ真ノ容ヲ開キ、紫金ノ妙牀ハ琉璃界ノ実ノ相ヲ示セリ。青蓮ノ睛ハ、引接ノ悲シビノ睫ヲ垂リタリ。頻婆ノ口ハ、教授ノ慈音ヲ吐セリ。仰ギテ視レバ、忽ニ億生ノ重キ罪ヲ免レ、俯シテ(17)剋シ念ヘバ、俄カニ万劫ノ善因ヲ生ズ。仏子ノ本懐、父母ノ二所、尊容ノ前ニ參リテ、恭敬供養シ上リテ、淨土ノ妙因ヲ裏マシム。

念、行ト相違シテ、父ハ某年月日ヲ以テ長逝シ、母氏ハ某年月日ヲ以テ没逝シタマフ。

爰ニ仏子、百重ノ深キ孝ニ沈ミ、難陀ノ信供ヲ設ケテ、今日、善来ノ聖衆を供養シ上ル。

(18)哀哉、今日ノ法事ハ二親存生ノ日ニ、遂シ行ヒ奉仕シテ、見聞セシム可キ物ヲ、何ゾ法会ヲ隔テテ哀シビノ涙ヲ觀ソ己ナハサズアラム。

所設ノ供具ハ、事々ニ清淨ニシテ、諸仏ノ摂受シタマフニ堪ヘタリ。所修ノ善業ハ、物々ニ美麗ニシテ、菩薩ノ影向シタマフニ足レリ。

【文意】(101〜122行)

心によろやく思案するには、三界の隅々まで、古より苦のある世界である。六道のあらゆる生き物は、今も楽しみのない身である。年が過ぎれば、姿形も衰えてしまう。月が来るたびに、命も縮まってしまう。この夕べは生きているといっても、あくる朝には死に別れてしまう。錦や綾で身体を美しく着飾っても、死んでしまえば血

や膿の汁の満ちた池になる。紅やお白粉で顔を美しく塗り飾っても、死んでしまえば松の下の黒い墨となる。黒髪が首になびいても、所詮は白い瓢箪のような髑髏になってしまう。紅のしなやかな腕は、たちまち朽ちた骨になってしまふ。最高の愛情で結ばれた夫婦も、死んでしまえば門を塞いで家の外に去ってしまい、再び我が家に入ることもなくなってしまう。至高の愛情を注ぎあつた親子も、亡くなってしまえば、火葬の煙で鼻をいぶし、桃の枝の鞭で遺体を打ち、二度と互いに語りあうこともなくなってしまう。春の野には、色とりどりの花が、遺体のそばに咲いていても、身の毛がよだつて、花を摘むことはない。秋の庭園には、甘い果実が、白骨の側に生つていても、驚き恐れて果実を捨てて走り逃げてしまふ。

このようなはかない身命のために、我々は、因果応報の罪福をも顧みず、異教や異理に従う多くの罪を作り、三途八難をも恐れず、自分でも罪を作り、人にも悪を犯させる。このような罪によつて、孤独に、車輪のように四生の世界を輪廻しながら、百たび嘆いてもどうしようもない。

ただし、み仏の功德の大助だけが、現世と来世の旅の良き糧となるだろう。そのために、み仏を莊嚴して、父母が現在世に悟りを得られますようにと引導をお願いする。自分も亦、自利他の善事を行い、ことごとく災難を除き、臨終のときには、薬師如来の浄瑠璃浄土に往生できますように。村里の道俗たちも、同じように守護され、長寿にあずかりますように。広くは生々に四恩を受けたもの、五趣の四生のすべてが、普くこの願に助けられて、苦を離れ楽を得ることができそうですようにとお願いする。深く、薬師如来の眞の身、妙なるお姿をお慕い申し上げます。

仰ぎみて、現世と来世の法の親、聖の君とお頼み申し上げて、謹んで、仏のあらゆる徳に満ちた、金色のお姿

の仏身をお造り申し上げ、福智、また百福の相好を描き申し上げる。これはこの世間の巧みの者といえども、天上の毗紐天の美技を極めている。飾る珠は人間の宝といえども、浄土の清らかな莊嚴を尽した。満月の顔容は東の浄土の真の顔容を開き、紫金の妙体は浄瑠璃浄土のまことのかたちを示した。青蓮のお眼は引接の慈悲の睫毛を伏せ、赤い頬婆の実のようなお口は、衆生に教授する慈悲の声音を発する。仏のお姿を仰ぎみれば、たちまちに、億生の重罪を免れる。伏してお姿を念ずれば、にわかには万劫の善因を生じる。仏弟子である且主の本懐は、父母のお二人である。尊容の前に参り、恭敬供養したてまつりて、浄土に往生する妙因をお二人のためにつつませる。

願いと行と相違して、父は某年月日をもって亡くなり、母氏は某年月日をもってお亡くなりになった。

ここに仏弟子は、百重の深い孝心に沈み、貧女難陀の一灯のようななさやかな法会を設けて、今日、善來の聖衆を供養したてまつる。(18)哀しきかな。今日の法事は、両親が存生の日に果たし行い奉仕して、ご見聞させるべきものを。どうして法会をへだてて悲しみの涙をお見せしないではいられようか)

設けた供具はことごとく清浄であり、諸仏がお受け取りなさるのに耐えるものである。修した善業はすべての物が美麗で、菩薩が回向なさるのに足りるものである。

【語注】(101～122行)

101内二ヤラヤ稍ハカラヤクハカラ惟ハカラヒハカラ付ハカララク

原文「稍ヤラ」。「平安初期以後から「ヤヤク」「ヤウヤク」「ヤウヤウ」が現れる。そ

の「ヤウヤク」が、母音の連接を避けて、「ヤクヤク」「ヤヲヤク」に進んだものではないか。この語は推定に

よった」(中田書233頁)。「惟付」は、『法華經』に例がある(築島「小見」551頁)。

101区 「区」チマタ サカヒ」(觀智院本『類聚名義抄』仏上六十三)。「区界チマタ」(『大唐西域記』長寛元年点―七)

101六道ノ万生 六道に住むあらゆる生き物。六道は、衆生が輪廻する迷いの世界。天・人・阿修羅・畜生・餓鬼・地獄の六つの世界。

102明ル旦<sup>アク</sup> 原文「明アス旦」の「ス」を消して「クル」とし、「明クル旦」としている。觀智院本『類聚名義抄』

では「明日」「明」「明朝」「翌日」に「アス」の訓がある。

103松下ノ墨 松は墓の象徴。21行「青」松」語注参照。

103瓠<sup>ヒサコ</sup> 「瓠ヒサ (ヒサゴ)」は、夕顔や瓢箪などの総称。327行の「杓ヒサ (ヒサゴ)」は、水を汲む道具、柄杓のこと。

103織ヤカナリシ肘<sup>ソビ</sup> 原文に「織ソヒ」とあり、「織」は「ソヒカニ」または「ソヒヤカニ」。「織ソヒヤカナリ」(觀智

印本『類聚名義抄』法中一一五)。「織長 思廉反織小也細謂之織 倭言蘇毗加爾」(石山寺本『大般若經音義』

中卷)。「ただむき」は、腕の、肘から手首まで。若い女性のほっそりした腕をいう。仏典では「織長なる臂肘」

は仏の形容に用いることが多い。三十二相の「たくづのの白き多陀牟岐沫雪の若やる胸を」(『古事記』上卷)。

「臂音比訓多牟牟枝(我)肘比地」(『新訳華嚴經音義私記』下卷)。「臂<sup>ヒテ</sup>肘<sup>タムキ</sup> 織かに長(く)して立ちたまふトキには

膝に過(ぎ)て」(西大寺本『金光明最勝王經』卷第五蓮花喻讚品、平安初期点)。「肘字臂字共にタムキと

訓じ、同じ臂字をタムキともヒヂとも訓じたらしく、已に全く混淆してしまつたやうである。」(『西大寺本

金光明最勝王經古点の国語学的研究』七七頁)。

104極レル 「極」の傍に「テ」、下に「レル」があるが、「極レル」としておく。

104 愛<sup>ウルハ</sup>シビラ結ビシ 仏典語では、「愛」も「結」も煩惱のこと。『東大寺諷誦文稿』では、「愛」に「メクラニ」

(216行)「ツミカタシ」(225行)の仮名を記した例がある。

104 塞<sup>フタ</sup>キテ 原文「塞<sup>フタ</sup>キキ」。「フタク」は「掩<sup>フタ</sup>キキ」(170行)もみえる。『東大寺諷誦文稿』が動詞「ふたぐ」(ふたをする<sup>フス</sup>こと)の仮名書きの最古例か。

104 薰<sup>フス</sup>ベ 「ふすぶ」は、煙を立たせる、いぶす。火葬の煙をいうか。

105 桃<sup>シモト</sup>ノ笞 桃の木で作ったむち、または杖。火葬の時に用いる道具か。「爰に景戒の魂神、身を焼く辺に立ちて見れば、意の如くに焼けず。すなはち自づから楮<sup>しもと</sup>を取り、焼かるる己が身を築<sup>つ</sup>掌<sup>て</sup>き申し挽<sup>ひ</sup>いて、返し焼く」(『日本霊異記』下巻第三十八縁)。257行には、「利キ木」で遺体を焼いた描写がある。

105 語ラシメズ 原文「語カタ」。『東大寺諷誦文稿』では、「カタラフ」は「談」「話」で表記している。66行語注参照

107 三途八難 33行「三途八難」語注参照。

108 輪 原文「輪<sup>車ノフ</sup>」。「車」を「くるま」の正訓仮名として使用。この用法は観智院本『類聚名義抄』にも見られる。「軾<sup>車ノトジキミ</sup>」(僧中八五)「轡<sup>車ノコエ</sup>」(僧中九三)など。

108 有リ 原文「有<sup>アリ</sup>」。『東大寺諷誦文稿』の他の個所では、「有」は活用語尾や助動詞のみ仮名を付けている。「有<sup>リシ</sup>」(43行)「有<sup>シ</sup>有<sup>レバ</sup>」(66行)など。

108 四生 四生は、胎生・卵生・湿生・化生の四つに分類される、あらゆる生き物。

108 現在当来ノ勝糧 108行末に「ノ」、続いて109行頭に「之」があり、「之」を「ノ」と訓じているのではないこと



がわかる。

109 安穩大期 原文は「隱」。さとり境地。

109 引導 原文は「引道」。仏道に引き導くこと。特に、葬儀で導師が死者を教化して、さとり導くこと。

109 自利利他 自らは悟りを求め、他には救済を行う、菩薩の実践。

110 浄瑠璃浄土 東方にある薬師如来の浄土。63行「瑠璃寶宮」。

111 五趣 五道。衆生が輪廻する迷いの五つの世界。天・人・畜生・餓鬼・地獄。阿修羅を加えると、六趣（六道）になる。

111 慕<sup>シホ</sup>ヒ給ヒ 「シホフ」は、他の文献に見られない語。

114 天上ノ毗紐 劫初に現れた諸神の一、毗紐天か。または、工作の神、毘首羯摩のことか（48行「毘首」語注参照）。仏の相好は、天の工師毘首羯摩にも化作できないとされる。「是の毘首羯摩は一世に是の智慧を得るも、是の輪相は無量劫の智慧より生ず。是を以ての故に毘首羯摩も化作すること能はず、何に況んや世の工師をや」

（『大智度論』巻第四）。

114 无漏 無漏は、漏れ出る不浄なものがないこと。煩惱のないこと。

114 满月ノ顔容 仏の顔は満月に譬えられることが多い。「仏は莊嚴の身にして、大光満月の面なり。」（『大智度論』

巻第二）。「面貌は円に明なること満月の如し」（『金光明最勝王經』巻第五、蓮花喻讚品）、「面八円ナルコト満

月ニ同ジ」（『三宝絵』上序）

114 東土 東方の薬師如来の浄瑠璃浄土。

114 紫金ノ妙躰 仏の三十二相のうちの身金色相。「身の色は光り明にして常に普く照らしたまふこと、譬へば鎔かせる金の妙にして無比なるが如し」(『金光明最勝王経』卷第五、蓮花喻讚品)、「紫磨金ノ膚へハ輝テ塵リ無シ」(『三宝絵』上序)。

115 青蓮ノ晴 オホミメ 三十二相のうちの目金色相。「二十九には真青の眼の相なり。好き青蓮華の如し」(『大智度論』卷第四)。「眼ハ青キ蓮ニ喩へ」(『三宝絵』上序)。「東大寺諷誦文稿」では「オホミ」は仏に対する敬語で、名詞に付く。次項の「睫オホミマナ」(177行・179行)がみられる。「自オホミテツカラ」(170行)、「臂オホミタマ」(むき) (273行)。片仮名以外の表記に、「大御養」(29行)「大御恩」(177行・179行)がみられる。

115 引撰ノ悲シビノ睫 オホミマナ 「引撰」は引導撰取。三十二相のうちの牛王睫相。「三十には牛の眼睫の相なり。牛王の眼睫長好にして乱れざるが如し」(『大智度論』卷第四)。

115 頻婆ノ口 頻婆は、赤色の果実。仏の唇の赤さの形容に使われることが多い。「唇の色は赤らかに好きこと頻婆の喩し」(『金光明最勝王経』卷第五、蓮花喻讚品)、「頻婆果者其果似此方林檎之極鮮明赤緒也」(『新訳華嚴経音義私記』

下卷)、「唇ハ赤キ菓ミニ等シ」(『三宝絵』上序)

115 吐セリ イタ 原文「吐イタ」。この「イタ」の仮名について、山田孝雄は「吐イタリ」と読むとしたが、春日政治は「吐」は「出也」という訓があるので、「イダス」か「イダシ」であろうと推測し、中田は「仮名の記し方の方針・習癖から見て」、「イタス」「イタシ」の頭部であろうと判断した(中田書189頁)。

117 俯シテ 原文は「府」。

119 爰ニ 原文「爰」を墨で上書きして「爰」に訂正している。

119 難陀ノ信 釈迦の在世、貧女の難陀は一錢をもって油を買い、仏に一灯を捧げた（『賢愚経』卷第三）。いわゆる「貧女（貧者）の一灯」。

121 覲ミソ己ナハズアラム 「みそこなふ」は、尊敬の動詞の「みす」の連用形に、「行う」に尊敬の助動詞「す」を添えた「おこなはず」がついて変化した語。「訓点本類に、一、二例見られるが、極めて珍しい例として、貴重な存在とされよう」（中田248頁）

121 事々ニ 原文「事々」。「トトト」。「コトコトニ」で、副詞であろう。これが副詞とすると、「モノモノ」も副詞となるか」（中田233頁）。

122 影向 廻向。自分が行った功德を、他にふりむけること。

本稿は、成城大学文学部特別研究助成「平安初期における仏教法会と『東大寺諷誦文稿』の研究」の成果である。